

公益社団法人山形県看護協会看護功労者表彰 並びに山形県看護協会感謝状贈呈規定

(目 的)

第1条 この規定は公益社団法人山形県看護協会発展のため、特に顕著な功績のあった者の表彰等に関し必要な事項を定める。

(被表彰者・被贈呈者)

第2条 被表彰者・被贈呈者は、山形県看護協会会員として会員歴30年以上で下記の一に該当する者とする。

(1) 山形県看護協会看護功労者表彰は下記に該当する者とする。

① 公益社団法人日本看護協会、公益社団法人山形県看護協会役員・委員、支部役員・委員として併せて6年以上就任し、協会活動に貢献し看護事業に顕著な功績があった者（当該年4月1日現在）。

ただし、すでに山形県看護協会感謝状を受賞していること。

② 施設からの推薦は原則1名とする。ただし、会員数200名以上有する施設は、2名までとする。

(2) 山形県看護協会感謝状贈呈者は下記に該当する者とする。

① 現在山形県看護協会会員で在籍歴が30年以上の者（当該年4月1日現在）。

② 元山形県看護協会の会員で在籍歴が30年以上の者。

(推薦手続)

第3条 会員及び施設の代表者は、該当する者がある時は、翌年1月31日まで山形県看護協会長に推薦する。

2 推薦は、別紙様式1「公益社団法人山形県看護協会看護功労者表彰・感謝状贈呈候補者の推薦について」

別紙様式2「公益社団法人山形県看護協会看護功労者表彰・感謝状贈呈候補者調書」によるものとする。

(決 定)

第4条 被表彰者・被贈呈者の決定は、理事会の議を経て決定する。

(表彰・贈呈の時期)

第5条 この表彰・贈呈は、山形県看護協会通常総会において行う。

附 則

1. 看護功労者による被表彰者は、第2条1号の(1)に該当するものであるが、平成5年6月10日日本看護協会の組織改正に伴う県支部の統合、法人一本化のため当分の間、次によるものとする。
 - ・ 県協会の役員・委員については県支部・部会を、また支部役員・委員については地区支部を含むものとする。
 - ・ 日本看護協会会長表彰、県協会会長表彰、保健師・助産師・看護師の各部会山形県支部長、並びに山形県支部協議会長表彰等を受けたことがない者とする。
2. この規定は、平成5年10月28日から適用する。

附 則

この改正規定は、平成12年 8月25日から施行する。

この改正規定は、平成14年10月24日から施行する。

この改正規定は、平成18年12月13日から施行する。

この改正規定は、平成22年 4月 1日から施行する。

尚、第2条の基準年月日は毎年更新するものとして読み替える。

この改正規定は、平成23年10月25日から施行する。

この改正規定は、平成24年 4月 1日から施行する。

この改正規定は、平成25年 4月 1日から施行する。

この改正規定は、平成28年 2月26日から施行する。

この改正規定は、平成30年 1月17日から施行する。